

毎週火、金曜日発行(日曜日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 具有種めす豚貸付規則
- ◇告示 完全看護施設の承認取消
- ◇正誤 昭和三十三年五月九日付人委規則第六号別表
中一部訂正

規則

具有種めす豚貸付規則をここに公布する。

昭和三十三年五月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第十三号

具有種めす豚貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、具有種めす豚を貸付及び譲与する

ことにより、豚の改良増殖を図ることを目的とする。

(借受者)

第二条 具有種めす豚(以下「貸付豚」という。)は、養豚に關する事業を営む農業協同組合連合会で知事の適当と認められたものに対しこの規則によつて貸付する。

2 貸付する種めす豚は、生後二箇月を標準とした中ヨークシャー種とする。

3 第一項の規定により、貸付豚を借り受けようとする者は、あらかじめ貸付豚の飼養管理を行う者(以下「管理者」という。)を選定し、毎年一月末日までに様式第一号による借受申請書を知事に提出しなければならない。

(貸付期間)

第三条 貸付豚の貸付期間は、二年以内とする。ただし、貸付豚から生産した子豚で、知事の行う検査に合格したものの数が、第五条の規定による納付頭数に満たない場合は、一年を限度として、期間を延長することができる。

2 前項の規定により貸付期間の延長を受けようとする者は、様式第二号による貸付期間延長申請書を貸付期間満了の日の二箇月前までに知事に提出しなければならない。

(引渡し)

第四条 貸付豚及び納付子豚の引渡しは、知事の指定する期日及び場所において行う。

2 前項の規定により貸付を受けた者は、様式第三号による受領証を知事に提出しなければならない。

(子豚)

第五条 借受人は、貸付豚一頭につき貸付期間中に生後六十日以上優良な子豚(以下「子豚」という。)二頭を、県に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付する子豚は、貸付豚から生産したもので、知事が行う検査に合格したものでなければならない。

(借受人の義務)

第六条 借受人は、貸付豚を善良な管理者の注意をもつ

て飼育管理し、家畜共済保険に付し、家畜伝染病予防法により県が実施する予防注射を受けさせなければならない。

2 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 貸付豚に中ヨークシャー種以外の種牡豚で種付けすること。

二 貸付豚を譲渡し又は担保の用に供する等の私権を設定すること。

三 その他知事が指定した事項

(経費負担)

第七条 借受人は、次に掲げる一切の費用を負担しなければならない。

一 貸付豚の引受に要する費用

二 貸付豚の飼育管理に要する費用

三 貸付豚の返納及び子豚の納付に要する費用

(賠償)

第八条 借受人は、貸付豚が次の各号の一に該当し、県に損害を与えたときは、貸付時の価格に相当する額を

賠償金として県に納付しなければならない。ただし、貸付後三十日以内に死亡し又は廃用になつた場合の賠償金の額は貸付時の価格の二分の一以内とする。

一 貸付豚が飼養管理の失宜により繁殖能力を欠き子豚の納付が不可能なとき。

二 貸付豚が盗難にあつたとき、失そうしたとき又は疾病若しくは傷害により死亡し若しくは廃用になつたとき。

第九条 貸付豚が次の名号の一に該当したときは、知事は子豚の納付と損害の賠償を免除することができる。

- 一 天災地変で死亡又は廃用になつたとき。
- 二 家畜伝染病予防法により県が実施する予防接種をしたにもかかわらずその伝染病に罹患し死亡したとき。
- 三 先天的に繁殖能力がないと認められたとき。
- 四 その他知事が適当と認められたとき。

(監督)

第十条 知事は、県職員をして貸付豚の飼育管理の状況を实地について検査させ、借受人にたいし飼養管理、種付等について必要と認める事項を命じ又は借受人から報告を求めることができる。

(返納)

第十一条 知事は、借受人がこの規則に違反し又は前条の規定による措置に従わなかつたときは、期日及び場所を指定して貸付豚の返納を命ずることができる。

(譲与)

第十二条 県は、借受人が第五条の規定による子豚を完納したときは、貸付豚を借受人に無償で譲与する。この場合において借受人は、様式第四号による譲受申請書を知事に提出しなければならない。

(転貸等)

第十三条 借受人が、貸付豚を転貸し又は飼養管理をその団体を構成する者に委託する場合は、あらかじめ様式第五号により知事に申請してその許可を得なければならない。

第十四条 借受人は、貸付豚の飼育場所又は前条の規定による転貸若しくは委託の相手方を変更しようとするときは様式第六号により知事に申請してその許可を得なければならない。

(台帳)

第十五条 借受人は、様式第七号による借受豚台帳を備えて必要事項を記入しなければならない。

(分べん)

第十六条 借受人は、貸付豚が分べんした場合は、十日以内に様式第八号による分べん報告書を知事に提出しなければならない。

(事故)

第十七条 借受人は、貸付豚に盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があつたときは、五日以内に様式第九号による事故報告書を知事に提出しなければならない。

(提出書類)

第十八条 この規則により知事に提出する書類は、正副

二部とし所轄家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

(委任)

第十九条 この規則施行について必要な事項は、その都度知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日からこれを施行する。ただし、昭和三十三年度における借受申請書の提出期限は、第二条第三項の規定にかかわらず五月十五日までとする。

(様式第一号)

年 月 日

申請人 住所 氏名

鳥取県知事 氏名 殿

県有種めす豚借受申請書

豚の改良増殖を図るため、左記のとおり種めす豚を借り受けたいから県有種めす豚貸付規則第二条第三項の規定により申請します。

この申請により貸付を受けたときは、県有種めす貸付規則に規定する条項及び貸付通知書による指示事項については、なんら異議の申立をなさず借受人の義務を完全に履行することを誓約します。

記

- 一 種めす豚の頭数
- 二 産地その他希望事項
- 三 予定飼育場所別頭数
- 四 借受期間

(様式第二号)

年 月 日

申請人 住所 氏名

鳥取県知事 氏名 殿

県有種めす豚貸付期間延長申請書

借受中の種めす豚について在記のとおり貸付期間の延長を願いたいから県有種めす豚貸付規則第三条第二項により申請します。

記

一 種めす豚

貸付番号(登録、登記)番 号 名 号 年 令 飼養管理人住所氏名

- 二 現在の借受期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 三 借受延長期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 四 借受期間延長の理由

(様式第三号)

年 月 日

借受人 住所
氏名

鳥取県知事 氏名 殿

受領証

年月日付受畜第 号貸付通知書に基き、右のとおり受領しました。

貸付登録(登記)番号	耳標番号	年齢	血統	購買価格	飼養管理人名住所氏名
			父 母		

(様式第四号)

年 月 日

申請人 住所
氏名

鳥取県知事 氏名 殿

県有種めす豚譲受申請書

借受中の県有種めす豚について、左記のとおり譲与を受けたいから県有種めす豚貸付規則第十二条の規定により申請します。

一家畜

二 譲受後の種めす豚の処置

貸付番号	名号	登録(登記)番号	年齢	貸付期間	飼養管理の場所

(様式第五号)

年 月 日

申請人 住所
氏名

鳥取県知事 氏名 殿

借受種めす豚の転貸(飼育管理の委託)についての許可申請書

借受種めす豚について左記のとおり転貸(飼育管理委託)したいから県有種めす豚貸付規則第十三条の規定により申請します。

一家畜

貸付番号	名号	登録(登記)番号	年齢	転貸(委託)の相手方の住所氏名

二 転貸(委託)期間 年月日から 年月日まで
(備考) 転貸借(委託)契約書案を添付のこと。

(様式第六号)

年 月 日

申請人 住所
氏名

鳥取県知事 氏名 殿

借受種めす豚の飼育場所(転貸の相手方、飼育管理委託の相手方)変更許可申請書

借受中の種めす豚について、左記のとおり飼育場所(転貸の相手方飼育管理委託の相手方)を変更したいから、県有種めす豚貸付規則第十四条の規定により申請します。

一家畜

貸付番号	名号	登録(登記)番号	年齢	現在の飼育管理場所(現在の転貸の相手方又は飼養管理委託の相手方の住所氏名)


二 変更しようとする飼育管理場所(転貸の相手方又は飼育管理委託の相手方の住所氏名)
三 申請の事由

裏 面	委 託 期 間	飼 育 管 理 人 住 所 氏 名	借 受 豚 到 着 年 月 日	産 子 の 返 納		譲 受 年 月 日	事 故	摘 要
				第 1 回	第 2 回			
				子豚登記番号	子豚登記番号	昭和 年 月 日		
				年 月 日	年 月 日	年 月 日		
						号		

(様式第七号)

貸付番号 借受種めす豚台帳

繁 殖 次 名 前	種 付 し た 雄 種 付 年 月 日	種 付 年 月 日	性 別	生 年 月 日	子 備 考	統 血		耳 標 番 号	名 前	品 種	生 年 月 日	借 受 期 間
						母 高 第 種 第 号 号	父 高 第 種 第 号 号					



(様式第八号)

年 月 日

借受人 住所
氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

借受種めす豚分べん報告書

借受中の種めす豚が、左記のとおり分べんしたから報告します。

記

貸付番号	登録(登記)番号	名号	産次	種付した雄・分べん	産子の性	摘要
				名号 年月日	産子の性 めす おす	

(備考) 摘要欄は、分べんに際し母子豚に異常があつた場合記入する。

印

(様式第九号)

年 月 日

借受人 住所
氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

借受種めす豚事故報告書

借受中の種めす豚について、左記のとおり事故があつたから県有種めす豚貸付規則第十七条の規定により報告します。

一家畜 記

貸付番号	登録(登記)番号	名号	血統	年齢	飼養管理入住所氏名
			父 母		

二 事故の種類

三 事故のてん末

四 平素の飼養管理状況

(備考) 一 盗難、失そう等の場合にあつてはこれを証するに足る書類を添付すること。
二 疾病及び死亡等の場合にあつては、獣医師の診断書又は検案書を添付すること。

印

告示

鳥取県告示第二百六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による完全看護施設の承認は次のとおり取消をした。

昭和三十三年五月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

施設名 所在地 対象 承認番号 取消年月日

鳥取大学医学部附属病院 米子市西町 施設一部 特看第四号 昭和三十三年四月二日

正誤

昭和三十三年五月九日付人事委員会規則第六号別表第五の支給条件の欄中誤植があつたので次の通り訂正する。

誤

3 講習研修等が開始される日から二日までに支給する日当は鉄道の路程五十キロメートル未満

正

3 講習研修等が開始される日から二日までに支給する日当は鉄道の路程が片道五十キロメートル未満

日当は鉄道の路程が片道五十キロメートル未満水路五十キロメートル未満

日当は鉄道の路程が片道五十キロメートル未満水路片道二十五キロメートル未満

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日・火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県印刷所